

住民票の写しなどの不正取得防止のために 本人通知制度を利用しましょう

住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書を、代理人や第三者に交付したとき、事前登録がある人に証明書を交付した事実を郵送で通知する制度です。この制度により、証明書の不正請求の早期発見や不正取得の抑止が期待できます。
※代理人や第三者から、登録者の住民票の写しなどの交付請求があった場合に、住民票の写しなどの交付の可否を、登録者に確認する制度ではありません。

登録できる人

市に住民登録している人、本籍がある人（除かれた人も含む）

登録手続きに必要なもの

本人通知制度事前登録申込書と次の書類

- 登録者の本人確認書類
（運転免許証、顔写真付き住基カードなど）
- 代理人が申請する場合は、登録者本人が自書した委任状および代理人の本人確認書類
- 法定代理人が申請する場合は、法定代理人の本人確認書類と資格を証明する書類

受付場所

米原庁舎…市民窓口課
山東、伊吹、近江庁舎…自治振興課



問 地域振興部 市民窓口課（米原庁舎）
☎ 52-6927 ☎ 52-4539

全国一斉！ 法務局休日相談

法務局職員、公証人、司法書士、土地家屋調査士、人権擁護委員が、あなたの相談に応じます。

日時 10月5日(日) 10時～16時
場所 イオンモール草津
2階イオンホール
(草津市新浜町300番地)

- 内容
- ・相続、贈与などの登記
 - ・土地の境界
 - ・会社法人の設立、変更登記
 - ・人権に関すること
 - ・遺言、公正証書 など

相談無料、予約優先

予約受付は、
10月3日(金) 17時まで

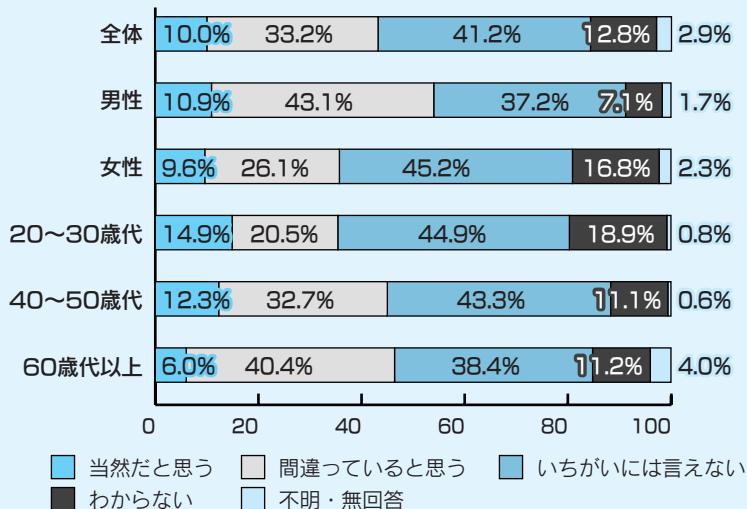
申・問 大津地方法務局総務課
☎ 077-522-4772

人権施策基本方針を見直します

シリーズ「2012年度米原市人権意識調査」結果報告③

市では、「米原市人権施策基本方針」の見直しを現在進めています。この方針の見直しに先立ち、2012年に実施した米原市人権意識調査の特徴的な結果をお伝えします。今回は、同和地区の住宅購入に関する設問を取り上げます。

問 Aさんは、手頃な条件の家を見つけたので買おうとしましたが、その場所が同和地区かどうか心配なので、市役所に問い合わせをしました。このようなAさんの行動について、あなたはどのように思いますか。



【調査結果】

住宅選択で同和地区であることを心配する傾向について、「間違っていると思う」と回答した人は33.2%（561人中186人）で全体の約3分の1を占めました。

性別では女性に少ない結果となり、年代別では20歳代や30歳代で少なく、高齢になるほど多い傾向が見られました。

2012年度米原市人権意識調査

調査対象者

平成24年8月現在で市内に居住する満20歳以上の男女 1,314人（市民4%）

抽出方法 住民基本台帳による無作為抽出

回収状況 42.7%

お問い合わせ 総務部 人権政策課（米原庁舎） ☎ 52-6629 ☎ 52-4539